せきしんWEBバンキングサービス ご契約者 様

関信用金庫

民法改正等に伴う「せきしんWEBバンキングサービス利用規定」及び「せきしんWE Bバンキング用ワンタイムパスワードサービス利用追加規定」の改定について

平素は、「せきしんWEBバンキングサービス」をご利用いただき誠にありがとうございます。 さて、当金庫では令和2年4月1日より施行される「民法の一部を改正する法律」に対応するため、 「せきしんWEBバンキングサービス利用規定」及び「せきしんWEBバンキング用ワンタイムパス ワードサービス利用追加規定」を改定することとなりましたのでお知らせいたします。

また、併せてその他の変更もいたしましたので、詳細は下記「新旧対照表」をご参照いただきますよ うお願い申し上げます。

記

改定日

令和 2年 3月 9日 (月)

新旧対照表

※せきしんWEBバンキングサービス利用規定

新	旧
せきしんWEBバンキングサービス利用規定	せきしんWEBバンキングサービス利用規定
〔個人情報の利用目的〕	[個人情報の利用目的]

第1条 せきしんWEBバンキング取引

1. せきしんWEBバンキングとは

せきしんWEBバンキング(以下「本サービス」といいます。)と は、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)からのパーソナル コンピュータ・本サービス対応携帯電話機等(以下「端末」といい ます。)を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の 照会、税金・各種料金の払込み等の<u>当金庫所定の</u>取引を行うサービ スをいいます。

(略)

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引 および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前 に通知することなく 追加または変更する場合があります。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお 客様を、本サービスの利用資格者とします。

(略)

第1条 せきしんWEBバンキング取引

1. せきしんWEBバンキングとは

せきしんWEBバンキング(以下「本サービス」といいます。)と は、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)からのパーソナル コンピュータ・本サービス対応携帯電話機等(以下「端末」といい ます。) を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の 照会、税金・各種料金の払込み等の取引を行うサービスをいいま す。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引 **を、**お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお 客様を、本サービスの利用資格者とします。

なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用している セキュリティ措置、本利用規定に示した契約者 I D (利用者番号) または各種パスワードの不正使用<u>・課使用</u>などによるリスク発生 の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自ら の判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. 使用できる端末

(略)

5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変 更する場合があります。

また、取扱時間は、<u>本サービスの対象となる</u>取引により異なる場合があります。

6. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手 数料(以下「利用手数料」といいます。) および消費税をい ただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定 (総合口座取引規定を含みます。) および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」(以下「代表口座」といいます。) から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知すること なく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の 種類**のもの**に限るものとします。

(略)

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等(以下「番号等」といいます)と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用している セキュリティ措置、本利用規定に示した契約者 I D (利用者番号) または各種パスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性 および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と 責任において、本サービスを利用するものとします。

(追加)

3. 使用できる端末

(略)

4. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変 更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

5. 手数料等

(1)本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます。)および消費税をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定 (総合口座取引規定を含みます。) および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」(以下「代表口座」といいます。) から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知すること なく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の 種類に限るものとします。

(略)

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

当金庫は、契約者ID (利用者番号) および次項以下に定める各種 パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。

- (1) 契約者 ID (利用者番号)
- (2) 初回ログイン用パスワード
- (3) ログインパスワード
- (4) 資金移動用パスワード
- 2. 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様 から当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

新

3. 資金移動用パスワードの届出

資金移動用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から 当金庫所定の書面により当金庫に届<u>け</u>出るものとします。

4. ログインパスワードの変更

お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。

なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、**次**に定めるとおりとします。

(略)

- 5. 本人確認手続き
 - (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法 については、<u>水</u>に定め<u>る</u>とおりとします。
 - ① 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録 されている番号等の一致により、次の事項を確認でき たものとして取り扱います。
 - a. お客様の有効な意思による申込みであること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
 - (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 6. 番号等の管理
 - (1) 番号等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するもの とし、第三者へ開示しないでください。 また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、 連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避
 - けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。 (2) 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実ま

2. 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様 から当金庫所定の書面により当金庫に届出るものとします。

3. 資金移動用パスワードの届出

資金移動用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から 当金庫所定の書面により当金庫に届出るものとします。

4. ログインパスワードの変更

お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。

なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、<mark>以下</mark>に 定めるとおりとします。

(略)

- 5. 本人確認手続き
 - (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法 については、**以下**に定めとおりとします。
 - ① ログインパスワード、契約者 I D (利用者番号)、資金移動用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録 されているログインパスワード、契約者ID(利用者 番号)、資金移動用パスワード等の一致により、次の 事項を確認できたものとして取扱います。
 - a. お客様の有効な意思による申込みであること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
 - (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、資金移動用パスワード等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 6. パスワード等の管理
 - (1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理 するものとし、第三者へ開示しないでください。 また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、 連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避 けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
 - (2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用等の

たはその恐れがある場合は、当金庫に直ちに連絡をしてく ださい。

(3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力が当金庫所 定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本 サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に 連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

第3条 取引の依頼

- 1. サービス利用口座の届出
 - (1)お客様は、本サービスで利用する<u>当金庫本支店に開設している</u>口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。

当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用 口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

- (2)サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定 の方法により届け出てください。
- (3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座に ついて、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違 ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽 造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害に ついて、当金庫は責任を負いません。
- 2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了 した後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法 により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。 当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施しま

す。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消 し、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時また

IH .

事実またはその恐れがある場合は、当金庫に直ちに連絡を してください。

(3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金 庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫 は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金 庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

第3条 取引の依頼

- 1. サービス利用口座の届出
 - (1) お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座 として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てくだ さい。

当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用 口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

(2)サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定 の書面により届け出てください。

(追加)

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了 後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法によ り正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に 依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、 当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してくださ い。

この回答が各取引で必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、 変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時また

は変更時にお客様が設定した金額とします。なお、1日あたりのご

利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前 0 時とし、以下同様 とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 資金移動取引

- 1. 取引の内容
 - (1)本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日(以下「指定日」といいます。)に、お客様の指定する本サービス利用口座(以下「支払指定口座」といいます。)よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機

関に開設された預金口座への振込はできません。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料お よび消費税をいただきます。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
- (3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定その 他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュ カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、 当金庫所定の方法により取り扱います。

(略)

2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に 実施し、指定がない場合には、依頼の発信(以下「依頼日」といい ます。)を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、<u>当金庫は</u>取引の依頼内容の確定 時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する は変更時にお客様が設定した金額とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負い ません。

第5条 資金移動

- 1. 取引の内容
 - (1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日(以下「振込指定日」といいます。)に、お客様の指定する本サービス利用口座(以下「支払指定口座」といいます。)よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料お よび消費税をいただきます。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- (3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

(略)

2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に 実施し、指定がない場合には、依頼の発信(以下「依頼日」といい ます。)を指定日とします。

ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関

金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、また は依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により即時の 振込・振替ができない場合があります。

- 3. 依頼内容の変更・組戻し
 - (1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取り扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取<u>り</u>扱います。

- ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込 先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(略)

- (4) 訂正依賴書または組戻依賴書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱い<u>ま</u>したうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または 依頼の取りやめはできません。
- (6) 本項に定める依頼内容の<u>訂正</u>・組戻手続を行った場合、<u>第1</u> 条第<u>6</u>項第<u>2</u>号の振込手数料は返還しません。
- (7)組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。

第6条 照会サービス

1. 取引の内容

(略)

2. 照会後の取消し、変更

窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。

- 3. 依頼内容の変更・組戻し
 - (1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。

- ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります
- ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込 先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(略)

- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または 依頼の取りやめはできません。
- (6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻手続を行った場合、第<u>1</u> 項第<u>1</u>号の振込手数料は返還しません。
- (7)組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料お よび消費税をお支払いいただきます。

第6条 照会サービス

1. 取引の内容

(略)

2. 照会後の取消、変更

旧

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消<u>し</u>を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 通知サービス

(略)

第8条 税金・各種料金収納サービス

- 1. 取引の内容
 - (1) 税金・各種料金収納サービス(以下「料金払込みサービ ろ」といいます。)とは、当金庫所定の収納機関(以下 「収納機関」といいます。)に対する各種料金の照会およ び支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に 対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払い込 むことができるサービスをいいます。
 - (2) 料金払込みサービス1回あたり、および1日あたりのご利用 の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫 は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知す ることなく変更する場合があります。
 - (3) <u>料金払込みサービス</u>は、本条に特別な定めがない限り、第5 条における振込と同様の取扱いとします。
 - (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
 - (5) 当金庫は、お客様に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。
 - (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果 等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合 わせください。
 - (7) <u>料金払込みサービス</u>の取扱時間は、原則として当金庫所定 の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更など により、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない 場合があります。

2. 利用の停止・取消し等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、<u>料金払込みサービス</u>の利用を停止することがあります。<u>料金払込みサービス</u>の利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合に は<u>料金払込みサービス</u>を利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

第9条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、 または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、 お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出 お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金 庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、 そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 通知サービス

(略)

第8条 税金・各種料金収納サービス

- 1. 取引の内容
 - (1) 税金・各種料金収納サービス(以下「ペイジー」といいます。)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落し金を払い込むことができるサービスをいいます。
 - (2) ペイジー1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
 - (3) ペイジーは、本条に特別な定めがない限り、第5条における 振込と同様の取扱いとします。
 - (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
 - (5) 当金庫は、お客様に対し払込みに<u>かかる</u>領収書を発行いたしません。
 - (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果 等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合 わせください。
 - (7) ペイジーの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、ペイジーの利用を停止することがあります。ペイジーの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合にはペイジーを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

第9条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、 または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、 お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出

旧

るものとします。この届出の前に生じた損害については、当金庫は 責任を負いません。

第10条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

(略)

第13条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. お客様が法人<u>・個人事業主</u>の場合

(1) 補償の要件

お客様の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、**お客様**は当金庫に対して当該資金移動等に**係る**損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ① **お客様**が本サービスによる不正な資金移動等の被害に 気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいている こと。
- ③ **お客様**が当金庫および警察署へ被害事実等の事情説明 を行い、その調査および捜査に協力していること。

(2) 補償対象額

本項第1号の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額を補償するものとします。ただし、その補償は当金庫が定める法人補償年間限度額(開始期毎年10月1日から1年間ごとの累計額)を限度とします。(以下「補償対象額」といいます。)

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、**お客様**に 重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補 償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合 があります。

(3) 適用の制限

本項第1号、第2号の定めは、本項第1号に係る当金庫への 通知が、**お客様の番号**等の盗取等(当該盗取等が行われた日 るものとします。この届出の前に生じた損害については、**第13条** に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第10条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サ ービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取 扱います。

(略)

第13条 不正な資金移動等

1. お客様が法人の場合

(1) 補償の要件

ログインパスワード、契約者ID (利用者番号)、資金移動 用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等 については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は 当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害 (手数料や利息 を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ① <u>ご契約先</u>が本サービスによる不正な資金移動等の被害 に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいてい ること。
- ② 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なご説明をいただいていること。
- ③ <u>ご契約先</u>が当金庫および警察署へ被害事実等の事情説 明を行い、その調査および捜査に協力していること。

(2) 補償対象額

本項第1号の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額を補償するものとします。ただし、その補償は当金庫が定める法人補償年間限度額(開始期毎年10月1日から1年間ごとの累計額)を限度とします。(以下「補償対象額」といいます。)

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、<u>ご契約先</u>に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(3) 適用の制限

本項第1号、第2号の定めは、本項第1号に係る当金庫への 通知が、ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、資

が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた 日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

本項第2号にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に は、当金庫は補償いたしません。

- ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - イ. 当該資金移動等が、**お客様**の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ロ. 当該資金移動等が、**お客様**の役員、従業員または使用人等(パート、アルバイト、派遣社員等を含みます)によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ハ. **お客様**が、被害状況についての当金庫に対する説明 において、重要な事項について偽りの説明を行った 場合。
 - ニ. 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
 - ホ. **お客様**の故意もしくは重大な過失または法令違反に より被害が発生した場合。

(略)

② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に 乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行わ れた場合。

(5) 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に 払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本項第1号に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が補償を行った場合の取り扱い

当金庫が本項第2号の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、 不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものと 金移動用パスワード等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

本項第2号にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に は、当金庫は補償いたしません。

- ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - イ. 当該資金移動等が、<u>ご契約先</u>の配偶者、二親等内の 親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用 人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加 担した盗用によって行われた場合。
 - ロ. 当該資金移動等が、<u>ご契約先</u>の役員、従業員または 使用人等(パート、アルバイト、派遣社員等を含み ます)によって行われた場合、もしくはそれらの者 が加担した盗用によって行われた場合。
 - ハ. <u>ご契約先</u>が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ニ. 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
 - ホ. <u>ご契約先</u>の故意もしくは重大な過失または法令違反 により被害が発生した場合。

(略)

② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に 乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行わ れた場合。

(追加)

します。

2. お客様が個人の場合

(1) 補償の要件

お客様の番号等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等に**係る**損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

(略)

新

(2) 補償対象額

本項第1号の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に 重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補 償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合 があります。

(3) 適用の制限

本項第1号、第2号の定めは、本項第1号に係る当金庫への 通知が、**お客様の番号**等の盗取等(当該盗取等が行われた日 が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた 日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用さ れないものとします。

(4) 補償の制限

(略)

② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に 乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行わ れた場合。

(5) 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に 払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本項第1号に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様と

2. お客様が個人の場合

(1) 補償の要件

ログインパスワード、契約者ID (利用者番号)、資金移動 用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等 については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客 様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害 (手数料や 利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求すること ができます。

(略)

旧

(2) 補償対象額

本項第1号の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に 重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補 償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合 があります。

(3) 適用の制限

本項第1号、第2号の定めは、本項第1号に係る当金庫への通知が、<u>ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、資金移動用パスワード</u>等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

(略)

② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に 乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行わ れた場合。

(追加)

新 旧

します。

(6) 当金庫が補償を行った場合の取り扱い

当金庫が本項第2号の規定に基づき補償を行った場合には、当該 補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、 不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有 する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものと します。

第14条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫が**お客様**に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、**お客様**に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第15条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものと します。

2. 代表口座の解約

(略)

3. サービスの強制解約

(略)

- (2)住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の 所在が不明となったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分をうけたとき。
- (<u>4</u>) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (5) 相続の開始があったとき。
- (<u>6</u>) <u>番号等</u>の不正があったとき、または本サービスを不正使用したとき。
- (7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に 使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

第14条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫が<u>ご契約先</u>に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、<u>ご契約先</u>に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第15条 解約等

1. 都合解約

本サービスの契約 (以下「本契約」といいます。) は、当事者の一方の都合で、**書面による通知により**いつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものと します。

2. 代表口座の解約

(略)

3. サービスの強制解約

(略)

(2)住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の 所在が不明となったとき。

(追加)

- (<u>3</u>) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (4) 相続の開始があったとき。
- $(\underline{\bf 5})$ **各種パスワード**の不正があったとき、または本サービスを不正使用したとき。
- (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (<u>7</u>) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

(追加)

4. 解約後の処理

4. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の契約日以降、お客様の番号等は、すべて無効となります。

新

(略)

第16条 通知等の連絡先

(略)

第17条 規定等の適用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に**係る**各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に**係る**各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第18条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第19条 契約期間

(略)

第20条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当 金庫本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判 所とすることに合意します。

第21条 譲渡・買入・貸与の禁止

(略)

第22条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

ていない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の契約日以降、お客様のログインパスワード、契約者 ID (利用者番号)、資金移動用パスワード等は、すべて無効となります。

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了し

(略)

第16条 通知等の連絡先

(略)

第17条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に<u>かかる</u>各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に<u>かかる</u>各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第18条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を、**お客様に事前に通知することなく**<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより</u>任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

(追加)

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第19条 契約期間

(略)

第20条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当 金庫本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判 所とすることに合意します。

第21条 譲渡・買入・貸与の禁止

(略)

第22条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

DIF

新 旧

せきしんWEBバンキング用ワンタイムパスワードサービス利用追加 規定

(略)

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます。)が必要となります。トークンは「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式<u>をいい</u>、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます。)を利用する方式<u>をいい</u>、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末(以下「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

(1) ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、<u>まず、</u>当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様 住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様 が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開 始登録画面に「契約者 I D (利用者番号)」、「ログインパス ワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録 画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示さ れる「ワンタイムパスワード」、資金移動用パスワードを入 力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、前 記の登録画面において入力された「シリアル番号」、「ワンタ イムパスワード」および資金移動用パスワードが、当金庫の 保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様か らの利用開始の依頼とみなします。

(2) ソフトウェアトークン

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当 金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登

せきしんWEBバンキング用ワンタイムパスワードサービス利用追加 規定

(略)

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます。)が必要となります。トークンは「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式<u>で</u>、お客様 は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表 示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます。)を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、スマートフォン(以下「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

(1) ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。
お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID (利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」、資金移動用パスワードを入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワード、資金移動用パスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

(2) ソフトウェアトークン

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当 金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登

録画面に「契約者 I D (利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークン I D」および「ワンタイムパスワード」、資金移動用パスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および資金移動用パスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

新

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約(以下「本契約」)といいます)は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

(略)

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンの液晶表示が薄くなってきますので、ハードウェアトークン再発行の申込みを行<u>うか、ソフトウェアトークンへの切替な、ソフトウェアトークンへの切替な、ソフトウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うことによるものとします。</u>電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きに より当金庫に返却してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、 新しいハードウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うものとします。

(略)

第6条 トークンの紛失及び盗難

(略)

第7条 利用料

(略)

2. 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

録画面に「契約者 I D (利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークン I D」および「ワンタイムパスワード」、資金移動用パスワードを入力し、これらが当金庫の保有するトークン I Dおよびワンタイムパスワード、資金移動用パスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

旧

第4条 本サービスの利用

(略)

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンの液晶表示が薄くなってきますので、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きに より当金庫に返却してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、 第3条の利用開始登録を行うものとします。

(略)

第6条 トークンの紛失及び盗難

(略)

第7条 利用料

(略)

2. 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

旧

3. 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場 合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

3. 当金庫は本サービス利用料をお客様に事前に通知することなく変 更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発 行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによ らない事由により、第三者(当金庫職員を除きます。)が当該ハード ウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害につい ては、当金庫は一切責任を負いません。

(略)

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつ でも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、 本サービスに**係る契約に**関してのみ、生じるものとします。なお、 お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

3. 前記2. にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払 3. 前記2. にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払 わない状態が続いた場合、当金庫は本サービス<u>に係る</u>契約を解約す ることができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関して のみ生じるものとします。

(略)

第10条 譲渡・質入等の禁止等

(略)

第11条 規定等の適用

(略)

第12条 規定の変更等

(略)

第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発 行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによ らない事由により、第三者(当金庫職員を除 トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、 当金庫はいっさい責任を負いません。

(略)

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービス \underline{o} 契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも 解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本 サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの 解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約するこ とができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ 生じるものとします。

(略)

第10条 譲渡・質入の禁止

(略)

第11条 規定等の準用

(略)

第12条 規定の変更等

(略)

以上

以

以上